

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて当該新株予約権を与える者に限る。以下この項において同じ。）で、当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の同法第八条第二項第二号に掲げる実施時期の開始の日（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更により新たに当該社外高度人材活用新事業分野開拓に従事することとなつた社外高度人材にあつては、当該変更について受けた同法第九条第一項の規定による認定の日。次項第二号において「実施時期の開始等の日」という。）から当該新株予約権の行使の日まで引き続き居住者である者に限る。以下この条において「特定従事者」という。」を、「と当該取締役等」の下に「又は当該特定従事者」を加え、「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権）を「（当該新株予約権」に改め、「掲げる要件」の下に「（当該新株予約権が当該取締役等に対しても与えられたものである場合には、第一号から第六号までに掲げる要件）」を加え、「〔特定新株予約権等〕を「〔特定新株予約権〕に、「特定新株予約権等に」を「特定新株予約権に」に改め、同項ただし書中「又は権利承継相続人」を「若しくは権利承継相続人又は当該特定従事者」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、「当該行使に係る株式の払込金額〔」を削り、「額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。」を「額〔」に改

め、同項第一号から第三号までの規定中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同項第五号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」、「（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。次号において同じ。）」、「若しくは平成十七年旧商法第二百八十条ノ二十一第一項若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項又は平成十三年旧商法第二百十条ノ二第二項第三号」及び「（取締役、執行役又は使用人の氏名を除く。）」を削り、同項第六号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同項に次の二号を加える。

七 当該契約により当該新株予約権を与えた者は、当該契約を締結した日から当該新株予約権の行使の日までの間において国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この号及び第五項において同じ。）をする場合には、当該国外転出をする時までに当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社にその旨を通知しなければならないこと。

八 当該契約により当該新株予約権を与えた者に係る中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（次項第二号及び第四号において「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）につき当該新株予約権の行使の日以前に同条第二項の規定による

認定の取消しがあつた場合には、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社は、速やかに、その者にその旨を通知しなければならないこと。

第二十九条の二第二項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定は、権利者が特定新株予約権の行使をする際、次に掲げる要件（権利者が行使をする特定新株予約権が取締役等に対してもうされたものである場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）を満たす場合に限り、適用する。

- 一 当該権利者が、当該権利者（その者が権利承継相続人である場合には、その者の被相続人である取締役等）が当該特定新株予約権に係る付与決議の日において当該行使に係る株式会社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しなかつたことを誓約する書面を当該株式会社に提出したこと。
- 二 当該権利者が、当該権利者に係る認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始等の日から当該行使の日まで引き続き居住者であつたことを誓約する書面を当該行使に係る株式会社に提出したこと。
- 三 当該権利者が、当該特定新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の特定新株予約

権の行使の有無（当該他の特定新株予約権の行使があつた場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日）その他財務省令で定める事項を記載した書面を当該行使に係る株式会社に提出したこと。

四 当該行使に係る株式会社が、当該権利者に係る認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき中小企業等経営強化法第九条第二項の規定による認定の取消しがなかつたことを確認し、当該権利者が提出を受けた前号の書面に当該確認をした事実を記載したこと。

第二十九条の二第三項中「前項」を「前項第一号から第三号まで」に、「同項」を「同項第一号から第三号まで」に、「当該」を「これらの」に改め、同条第四項中「受けた個人（以下この項）の下に「及び次項」を、「により特定株式」の下に「（特定従事者に対して与えられた特定新株予約権の行使により取得をした株式その他これに類する株式として政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において「取締役等の特定株式」という。）」を加え、「特定株式を」を「取締役等の特定株式を」に、「当該特定株式に」を「当該取締役等の特定株式に」に、「した特定株式」を「した取締役等の特定株式」に改め、同項第一号中「係る終了」の下に「その他政令で定める終了」を加え、同条第十二項中「第九項」を「第十

項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「特定新株予約権等の付与に関する調書」を「特定新株予約権の付与に関する調書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「特定新株予約権等の付与に関する調書」を「特定新株予約権の付与に関する調書」に、「の特定新株予約権等」を「の特定新株予約権」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は権利承継相続人に特定新株予約権等」を「若しくは権利承継相続人又は特定従事者に特定新株予約権」に、「特定新株予約権等の付与に関する調書」を「特定新株予約権の付与に関する調書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特例適用者が国外転出をする場合には、その国外転出の時に有する特定株式（取締役等の特定株式を除く。）のうちその国外転出の時における価額に相当する金額として政令で定める金額（以下この項において「国外転出時価額」という。）がその取得に要した金額として政令で定める金額を超えるもので政令で定めるもの（以下この項において「特定従事者の特定株式」という。）については、その国外転

出の時に、権利行使時価額（当該特定従事者の特定株式の国外転出時価額と当該特例適用者が当該特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定従事者の特定株式の価額に相当する金額として政令で定める金額とのうちいざれか少ない金額をいう。以下この項において同じ。）による譲渡があつたものと、当該特例適用者については、その国外転出の時に、当該権利行使時価額をもつて当該特定従事者の特定株式の数に相当する数の当該特定従事者の特定株式と同一銘柄の株式の取得をしたものとそれぞれみなして、第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十一条の二第二項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十三条第一項の規定により行われた裁定（同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。）に係る同法第十条第二項の裁定申請書（以下この号において「裁定申請書」という。）に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡

(当該裁定後に行われるものに限る。)で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。）

又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

ロ 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）

第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの規定中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。

第三十三条第一項第一号中「その他政令」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

その他政令」に改める。

第三十三条の四第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第三十四条第二項第四号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法人」に改め、「限る。」の下に「又は文化財保護法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「場合を含む」を「場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

七 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十三条の二第一項の規定により定められた農用地利用規程（同法第二十三条第一項の認定に係るもの（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、同条第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第三十四条の二第二項第二十五号中「に規定する農地利用集積円滑化団体等（当該農地利用集積円滑化団体等が、一般社団法人若しくは一般財團法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化

団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構である場合には、「」を「の農地中間管理機構〔〕に改め、「買い取られる場合」の下に「（前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第三十四条の二第二項第一号及び第二号中「場合〔〕」の下に「第三十四条第二項第七号又は」を加え、同項第三号中「場合〔〕」の下に「第三十四条第二項第七号又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第三十五条第三項中「この項から」を削り、「個人が、」を「相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）」が、「に、」を「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十五年十二月三十一日」に、「当該個人」を「当該相続人」に改め、同条第四項中「第三号及び同項」を「以下この項及び次項」に改め、「居住の用」の下に「（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（以下この項及び次項において「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（第三号において「対象從前居住の用」という。）

を含む。」を加え、同項第二号中「こと」の下に「（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと。）」を加え、同条第五項中「居住の用」の下に「（特定事由により当該被相続人居居住用家屋が当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（前項に規定する政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、政令で定める用途）」を加える。

第三十七条の十第三項第一号及び第二号中「の株式若しくは出資又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式若しくは出資のいづれか一方」を「うちいづれか一の法人」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第七号中「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「（平成十七年法律第八十七号）」を、「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第三十七条の十三第一項第三号を削り、同項第四号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十七条の十四第四項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同条第五項第一号中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第一号中「掲げる上場株式等」の下に「第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する出国をした日からその者に係る第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があつた日までの間に取得をしたもの、」を加え、同項第二号口中「提出又は」を「提出、」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同項第四号中「ものに限る」を「ものに限り、第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する出国をした日からその者に係る第二十九項に規定する提出があつた日までの間に取得をしたものその他政令で定めるものを除く」に改め、同項第五号口中「提出又は」を「提出、」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同条第六項第一号中「この条」を「第八項まで及び第三十五項」に改め、「この項から」を削り、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項中「第三十二項及び第三十三項」を「第三十七項及び第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条

第三十三項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項を同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「若しくは変更する場合又は出国をする」を「又は変更する」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項を同条第三十二項とし、同条第二十六項の次に次の五項を加える。

27 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国（居住者にあつては国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては恒久的施設を有しないこととなることをいう。以下この項及び第三十一項並びに次条第二十六項において同じ。）により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国の日の前日までに、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める届出書の提出（当該届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含

む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

一 帰国（居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当することとなることをいう。第二十九項において同じ。）をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする居住者（当該出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項の規定の適用を受ける者を除く。）又は恒久的施設を有する非居住者で、これらの者に係る同法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をするものが、引き続き第一項から第四項まで及び第九条の八の規定の適用を受けようとする場合 その旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（次項、第二十九項及び第三十一項において「継続適用届出書」という。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 出国をする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書
28 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者は、引き続き居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当する者とみなして、この条（第六項から第二十項まで、第二十四項から前項まで、第三十二項及び第三十三項を

除く。) 及び第九条の八の規定を適用する。

- 29 第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が帰国をした後再び同項第一号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その者は、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書（帰国をした旨、帰国をした年月日、当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をいう。以下第三十一項までにおいて同じ。）の提出（当該帰国届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法による当該帰国届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項及び第三十一項において同じ。）をしなければならない。
- 30 第七項及び第八項の規定は、帰国届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該帰国届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。
- 31 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施

設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その者は当該出国の時に非課税口座廃止届出書を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものと、第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第二十九項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合には、その者は同日に非課税口座廃止届出書を当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとそれぞれみなして、第二十二項及び第二十三項の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第一項第二号並びに第五項第一号、第二号亦⁽²⁾、第三号及び第四号中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第六項中「及び第八項」を「第八項及び第二十八項」に改め、同条第十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第二十二項中「十九歳」を「十七歳」に改め、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「第二十九項及び第三十項」を「第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「前項」を「第二十七項及び第二十八項」に改

め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項の次に次の三項を加える。

28 第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に規定する報告書を交付しなければならない。

29 金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を第三十七条の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならない。

30 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第二十八項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四の三第一項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「外国合併親法人株式で」を「外国合併親法人の株式で」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に、「同じ。」の交付」を「「外国合併親法人株式」という。」の交付」に改め、同条第二項中「外

国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「外国分割承継親法人株式で特定軽課税外国法人」を「外国分割承継親法人の株式で特定軽課税外国法人等」に、「同じ」を「「外国分割承継親法人株式」という」に改め、同条第三項中「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人の株式」に、「同じ」を「「外国完全子法人株式」という」に改め、同条第四項中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「「外国株式交換完全支配親法人の株式」に、「外国株式交換完全支配親法人株式で特定軽課税外国法人」を「「外国株式交換完全支配親法人の株式」に、「同じ」を「「外国株式交換完全支配親法人株式で特定軽課税外国法人等」に、「同じ」を「「外国合併親法人のうちいづれか一の外国法人の株式」に改め、同項第二号中「外国合併親法人株式」を「「外国合併親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう」を「をいう」に改め、同項第三号中「外国分割承継親法人株式以外」を「「外国分割承継親法人のうちいづれか一の外国法人の株式以外」に、「「外国分割承継親法人株式が」を「株式が」に改め、同項第四号中「「外国分割承継親法人株式」を「「外国分割承継親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式」を削り、同項第五号中「「に外国完全子法人株式」を「「に外国完全子法人の株式」に、「「外国完全子法人株式

が」を「株式が」に改め、同項第六号中「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人」に改め、「の株式」を削り、同項第七号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人のうちいづれか一の外国法人の株式」に改め、同項第八号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式」を削り、同条第八項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「外国完全子法人株式又は外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国完全子法人の株式又は外国株式交換完全支配親法人の株式」に改める。

第三十七条の十四の四第一項中「外国合併親法人株式を」を「外国合併親法人の株式を」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第二項中「外国分割承継親法人株式を」を「外国分割承継親法人の株式を」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第三項中「外国株式交換完全支配親法人株式を」を「外国株式交換完全支配親法人の株式を」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第五項中「まで」の下に「及び前項（第二号中第三十七条の十四第一項に係る部分に限る。）」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人

等」に改める。

第三十九条第一項中「第七十条の五」の下に「第七十条の六の九」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第四十条の二中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、」に改め、「限る。」の下に「又は文化財保護法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）」を、「場合」の下に「（当該文化財保存活用支援団体に譲渡した場合には、政令で定める場合に限る。）」を加える。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該内国法人が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当

該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更が行われていること。

口 当該債務処理計画が平成二十八年四月一日以後に策定されたものである場合においては、当該内国法人が同日前に次のいずれにも該当しないこと。

(1) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定の対象となつた法人

(2) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人

(3) (1)及び(2)に掲げる法人のほか、財務省令で定める法人

第四十条の三の三第一項中「第二十項」を「第五項及び第二十六項」に、「第十六項及び第十七項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同条第二項第一号中「の販売」を「（所得税法第二条第一項第十号に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。）の販売」に改め、同号イ中「（口）の下に〔及び第七項〕」を加え、同条第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を